

富山大学基金事業学生海外留学支援プログラム
令和5年度奨学生募集要項

1. 趣旨

富山大学（以下「本学」という。）における「大学の国際化を推進する学生交流の活性化」促進の一環として、外国への留学を希望する意欲ある本学の優秀な学生の修学上・生活上の支援を行うことを目的とする。

2. 応募資格

- (1) 本学に在籍する学生（ただし、外国人留学生、奨学生受給年度に学部1年生である者、研究生、科目等履修生等を除く。）で、28日以上、1年以内の海外留学を計画する者で、所属学部等の長及び指導教員から推薦のあった者。
- (2) 前年度（休学等により、前年度の成績がない場合は、直近の成績を用いる）の成績評価係数*が2.30以上であること。

[*成績評価係数の算出方法]

$$\frac{(\text{秀} \cdot \text{優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1) + (\text{不可の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

*総登録単位数には、認（N）、合格（P）、不合格（F）は含まない。

- (3) 留学に必要な語学力を有すること。
- (4) 本学学則及び本学大学院学則に定める留学に関する要件を満たすこと又は本学が教育上有益な学修活動と認めること。
- (5) 受入れ大学等において、希望する期間の受け入れが原則として承諾されていること。
- (6) (独)日本学生支援機構海外留学支援制度奨学生等他の奨学生を受給する予定の学生は対象としない。
- (7) 過去に本プログラムに採択されていない学生であること。

(注) 留学期間は3か月以上を推奨する。

3. 対象留学期間

前期：令和5年4月1日～令和5年7月31日に留学を開始する者

後期：令和5年8月1日～令和6年3月31日に留学を開始する者

4. 支援内容

支援することが決定した学生（以下「支援学生」という。）には、奨学生、授業料相当と認める額を支給する。

(1) 奨学生

奨学生参考額（日本学生支援機構 海外留学支援制度（協定派遣）に準じる。）

：指定都市10万円、甲地区8万円、乙地区7万円、丙地区6万円を基準とする。

ただし、支給額が減額される場合がある。

(2) 授業料：留学先における授業料相当額（学費・登録料）

※学生交流等に関する協定による授業料免除の場合は支給しない。

※上限金額を30万円とする。

※語学の授業料のみの場合は支援対象外とする。

5. 募集人数

予算の範囲内で決定する。

6. 申請受付期間

前期：令和4年12月1日～2月初旬頃

※部局ごとに締切日を設定しています。必ず事前に所属学・研究科の教務事務担当者にご確認ください。

後期：令和5年3月中旬～6月初旬

7. 申請手続

申請を希望する者は、所属学部等の長を通じ、以下の申請書類を学長宛てに提出する。なお、申請者の所属学部等は、「2. 応募資格」をすべて満たしていることを必ず確認のこと。また、様式1はPC(文字の大きさは10~11ポイントを目安)で入力すること。

- (1) 富山大学基金事業学生海外留学支援プログラム申請書（様式1）
- (2) 富山大学基金事業学生海外留学支援プログラム推薦書（様式1-2）（推薦文欄は指導教員が記入すること）
- (3) 相手先受入機関等からの承諾書

※当事業申請の時点で受入承諾書の提出が困難な場合は、受け入れ予定機関への申請記録および連絡状況が確認できるものを提出すること（申込書のコピーや、申込完了メールなど担当者とのやりとりが分かる資料）を提出すること。また、受入承諾書は、遅くとも出発日の1か月前には提出を行うこと。

- (4) 直近の成績証明書
- (5) 語学能力証明書（各試験のスコアシート等）
- (6) 授業料の支援を申請する者は、その金額がわかるもの

8. 提出先

所属学部・研究科 教務事務担当者

9. 選考

(1) 書類選考

書類選考は、富山大学国際機構運営会議学生海外留学支援専門委員会（以下、「委員会」という）が実施する。

(2) 面接選考

面接選考は、国際担当理事、国際機構副機構長、その他学長が必要と認めた者が実施する。なお、面接選考対象者は、委員会が決定し、その結果を学長から所属学部等の長及び本人宛てに書面で通知する。

面接選考実施日：令和5年2月28日(火) ※日程は変更になる可能性があります。

(3) 最終選考

書類、面接選考の結果をふまえ、学長が受給者及び奨学金額を決定する。

10. 選考結果

選考結果は、学長から所属学部等の長及び本人宛てに書面で通知する。

なお、採用者は3月8日(水)・9日(木)のいずれかに実施する通知式に参加すること。

11. 報告書の提出と報告会への参加

支援学生は、帰国後1か月以内に報告書（別紙様式5）を学長宛てに作成し所属学部・研究科の教務担当まで提出すること。

教務担当は、上記提出物のコピーを国際部留学支援課に提出する。

また、「富山大学基金帰国報告会」にて成果報告を行うこと。

12. その他

- (1) 支援学生には、留学経験の質を高めるため、各部局及び国際機構が協力して留学の事前研修を行う。
- (2) 留学等が中止になった場合は助成金を返還しなければならない。
- (3) 申請書の内容を変更することは認められない。ただし、新型コロナウイルスの影響等やむを得ない事情により変更または中止しなくてはならなくなつた場合には、直ちに所属学部（または大学院）に連絡すること。